

法定外公共物（里道・水路）について

工作物を新築、改築又は除却、占用する場合は申請書を提出して公共物管理者（市長）の許可（承認）を受けることが必要です。

法定外公共物とは

法定外公共物とは、道路、河川、ため池等の「公共物」のうち、道路法、河川法等の管理に関する法律の適用または準用を受けないものを言います。一般的には、里道（赤道）、水路（青道）と呼ばれており、その多くは昔から農業や農業用水路として地域住民によって作られ公共の用に供されていたもので、明治初期の地租改正に伴う官民有区分の実施により国有地に分類されました。法務局に備え付けの公図などで「道」、「水」と表示されたり、赤色や青色で表示されているものです。

法定外公共物の市町村の譲与

地方分権推進計画に基づく、いわゆる地方分権一括法（平成12年4月1日）の施行に伴い、国有財産特別措置法の一部が改正されました。これによって、今までは国有財産であった里道・水路の法定外公共物が平成17年3月末までに所在する市町村に譲与され、これらの財産管理を市町村が行うことになりました。

維持管理

法定外公共物は、地域に密着した形で、地域住民の公共の用に供しているため、地域（地元）で管理をお願いしています。

法定外公共物を利用する場合は

市が管理する法定外公共物を次の1から6のいずれかに該当する行為を行う方は、申請書を提出して、公共物管理者（市長）の許可（承認）を受けることが必要となります。申請には位置図、平面図、断面図などの図面、また自治会長、隣接地所有者及び利害関係人などの同意が必要です。申請後は市において調査し、支障がなければ許可（承認）書を交付します。

1. 工作物を新築し、改築し、または除却すること。
2. 敷地、流水又は水面を占有すること。
3. 掘削、盛土、付替えその他土地の形状を変更すること。
4. 流水を使用するため、これを停滞し、又は引用すること。
5. 土石、土砂、竹木その他の産出物を採取すること。
6. 前各号に掲げるもののほか、公共物に係る工事を行うこと。

これらの申請についてのご相談、提出先は**都市建設部建設監理課**となります。

申請書様式データは長浜市ホームページからダウンロードすることができます。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

担 当	〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地 長浜市都市建設部建設監理課 監理係 TEL 0749-65-6534 FAX0749-65-6760
--------	--